

本校の日常のきまり

これらの「きまり」は本校の日常生活を円滑にするためのものである。各条項にないものは良識をもって判断し行動すること。

① 登下校の時刻

- (1)登校時刻は8時30分、下校時刻は17時00分とする。7時前に登校することを禁止する。
- (2)朝練は、事前に顧問の承認を受け授業に支障のないように練習を切り上げ、始業時刻の5分前に教室に戻ることに。
- (3)下校延長
下校時刻以後、校内に残るときは事前に顧問の承認を受け、下校延長届を記入して生活指導部に届ける。
通常の下校延長は、17時30分活動終了、18時完全下校とする。(特別の延長の場合でも19時を目安に下校すること。)
- (4)登校日以外の登校
休日に登校するときは、休日活動届を記入して生活指導部に届け、顧問の責任のもとで活動する。

② 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引きの連絡

原則として保護者が事前に担任まで連絡する。(当日の連絡は8時10分から8時30分までに学校に電話をする。)

③ 通学の仕方

通学には交通安全を心がける。

(1)自転車通学

自転車通学は登録制。指定の手続きにより申請し、登録後所定のシールを自転車に貼る。

自転車通学者は、校内の所定の場所に駐車し鍵をかけること。雨天時にはレインコートを着用すること。(傘さし運転は、絶対しないこと。)

自転車乗車時には、ヘルメットの着用を推奨する。

イヤホン・ヘッドホンなどを使用しながらの自転車通学は禁止する。

(2)オートバイ・自動車による通学は禁止する。同乗の場合でもオートバイ通学(車通学)とみなす。

(3)自家用車等による送迎は、特別な場合を除き認めていない。

(4)電車等の交通機関が遅れた場合には交通機関より「遅延証明書」を受け取り、担任と教科担任に提出しその旨を伝える。

④ 登校後の外出

登校後の外出は原則として禁止する。昼食は持参するか、校内の弁当・パン等の販売を利用する。

⑤ 制服について

服装は制服とする。制服は正しく着用すること。制服の詳細な規定は、制服規定(別紙)に従うこと。また、制服の加工を一切しないこと。

怪我等、やむを得ず制服を着用することができないときは、事前に担任と生活指導部に申し出ること。

⑥ 頭髪等について

頭髪については、染色・脱色・エクステ・パーマ・剃り込み等、一切の加工を認めていない。

⑦ 装飾品(ピアス・ネックレス等)・化粧・マニキュアについて

装飾品や化粧・マニキュアは一切禁止。

⑧ 漫画本・ゲーム機等の遊具の持ち込みを禁止する。

⑨ 授業時、机上に飲み物・食べ物・携帯電話等の授業に必要なものを置かないこと。

⑩ 教室の床や窓の棧に、私物を置かないこと。

⑪ 携帯電話・スマートフォンについて

授業時には、電源を切りカバンにしまうこと。考査時には、電源を切りロッカーへしまうこと。集会時には、会場に持ち込まないこと。

校内外で歩きスマホをしないこと。

⑫ 校舎内では所定の上履きを使用する。かかとを踏まないこと。

⑬ カップラーメン、カップラーメンに類する麺類は、校内に持ち込まないこと。

⑭ 所持品・遺失・盗難について

(1)常に生徒証・生徒手帳を携帯し、所持品は自己の責任において管理すること。

所持品には記名し、金銭貴重品は身に付けておく。

(2)遺失物・拾得物は、直ちに生活指導部に届けること。

⑮ 集会・掲示・印刷物の発行・放送

(1)集会・掲示・印刷物の発行・放送などは、事前に顧問の承認を受け、生活指導部に届ける。

(2)正規の許可を得た掲示物を破損してはならない。

⑯ 校内で署名を集めたり、金品を募ったりするときには、事前に顧問の承認を受け、生活指導部に届ける。

⑰ 校舎の施設、工具を使用するときには関係職員の許可を得る。もし、これらを破損したときは、一部または、全部を弁償することもある。

⑱ エレベーターの使用について

原則としてエレベーターの使用は禁止する。怪我等で使用する場合は「エレベーター使用許可申請書」に必要事項を記入し、担任・生活指導部に提出し、副校長の許可を得る。

⑲ 生徒証の再発行について

生徒証の再発行を希望する場合は、「生徒証再発行願い」に必要事項を記入し、生活指導部に提出すること。

⑳ アルバイトについて

アルバイトは原則禁止とする。やむを得ずアルバイトを必要とする場合は、「アルバイト許可願」「アルバイト申請判定書」に必要事項を記入し、担任・生活指導部に提出し、校長の許可を得る。

㉑ 特別指導について

(1)法律で禁止されている行為(飲酒、喫煙など)は、特別指導の対象となる。

(2)バイク通学他、学校の規則に違反する行為、および学校が重大な問題と判断する行為は特別指導の対象となる。